令和６年夏の交通事故防止運動推進要綱

目的

この運動は、夏の行楽期を迎えるにあたり、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故の防止を図ることを目的とする。

期間

令和６年７月１日（月曜日）から７月３１日（水曜日）までの１か月間

運動の重点

○こどもと高齢者の交通事故防止

○自転車の安全利用の推進

○二輪車の交通事故防止

○飲酒運転の根絶

スローガン

○わたるまえ　わすれずかくにん　みぎひだり

（令和６年使用「交通安全年間スローガン」内閣総理大臣賞）

○身につけよう　交通ルールと　ヘルメット

（令和６年使用「交通安全年間スローガン」内閣総理大臣賞）

○ぎりぎりの　時間と車間が　事故を呼ぶ

（令和６年使用「交通安全年間スローガン」全日本交通安全協会会長賞）

○飲みません　今日は私が　ハンドルキーパー

（令和６年使用「交通安全年間スローガン」全日本交通安全協会会長賞）

運動の進め方

交通事故により、未だ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

○関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。

○ＳＮＳ等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。

○交通事故被害者等の視点に配慮した広報啓発活動を実施する。

○本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をする。

７月の府内一斉交通安全指導日等

７月８日（月曜日）ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

７月１５日（月曜日）近畿交通安全デー、交通安全家庭の日、高齢者交通事故ゼロの日、

シートベルト着用徹底の日

７月２０日（土曜日）めいわく駐車・放置自転車追放デー、ノーマイカーデー

こどもと高齢者の交通事故防止

大阪府内におけるこどもの交通事故死者数は、過去５年累計で見ると７月から８月にかけて増加する傾向にあり、また、こどもが歩行中及び自転車乗用中の交通事故においては、こども側にも飛び出しや安全不確認等の原因が認められる。

７月下旬になると夏休みに入り、こどもの行動範囲が広がることから、信号を守る、道路へは飛び出さない、道路を渡るときは左右の安全確認をするなど基本的な交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を一人ひとりに根付かせるため、こどもに対する交通安全教育や広報啓発活動を推進する。

また、本年４月末現在、大阪府内における交通事故死者数のうち４割以上を高齢者が占めており、過去５年累計で見ると、高齢者が歩行中及び自転車乗用中の交通事故では高齢者側に横断歩道外横断や安全不確認等の法令違反が多く認められることから、高齢者に対しては、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼び掛ける広報啓発を推進するとともに、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解させるための交通安全教育を推進する。

加えて、車や二輪車等の車両の運転者に対しては、こどもや高齢者の行動特性や交通事故発生状況を周知し、思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの実践を呼び掛け、こどもと高齢者の保護意識の向上を図る。

推進機関・団体での推進項目

○歩行中のこどもの交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

○日常生活や教育現場におけるこどもに対する安全な道路の通行方法に関する教育の推進

○通学路等におけるこどもの安全の確保

○高齢者自身の加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視覚障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通に及ぼす影響などを理解させる安全教育及び広報啓発の実施

○高齢者が歩行中及び自転車乗用中の死亡・重傷事故の特徴（歩行中は、横断歩道外横断、自転車乗用中は安全不確認が多い）等を踏まえた参加・体験型の交通安全教育等の推進

○信号機のない横断歩道における安全対策の推進（横断歩道ハンドサイン運動の推進）

○夕暮れ時と夜間における反射材用品の活用の促進

○運転に不安を感じる高齢者やその家族に対する運転免許自主返納サポート制度の広報啓発による自主返納の促進

○こどもや高齢者に対する思いやりのある運転の促進

広報・実践促進事項

・信号を必ず守り、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。

・道路では、遊ばない、飛び出さない。

・まわりの大人がまずこどもたちの手本となりましょう。

・夜間の外出には目立ちやすい明るい色の服を選び、反射材を活用しましょう。

・運転に不安を感じる高齢者の方は、安全運転相談ダイヤル（♯８０８０）を積極的に利用しましょう。

歩行者は

○道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。

○信号が青でも必ず左右の安全確認をしましょう。

○信号機のない横断歩道では、ドライバーに「目と手で合図」をして意思疎通を図り、安全に渡りましょう。（横断歩道ハンドサイン運動）

○夕暮れ時や夜間に外出する時は明るい目立つ色の服装を心がけ、反射材を活用しましょう。

車両の運転者は

○こどもや高齢者の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、速度を落とし、思いやりのある運転を心がけましょう。

○横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

○夕暮れ時は早めにヘッドライトをつけましょう。

○夜間の対向車や先行車がいない状況では、ハイビームを使用しましょう。

地域・職場では

○自治会、こども会、老人クラブ等において、こどもや高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室を実施しましょう。

○こども自身及び高齢者自身の交通安全意識の向上とこども等に対する保護意識の向上を図りましょう。

○地域交通安全活動推進委員等は、こども等の交通弱者を対象とした保護誘導活動を行いましょう。

家庭では

○こどもには横断歩道の渡り方など大人が手本を示し、安全な交通行動について具体的に指導しましょう。

○身体機能の低下等により安全な運転に不安があったり、運転する機会が少なくなった高齢運転者がいる場合は、安全運転相談ダイヤル（♯８０８０）を積極的に利用しましょう。

○身近に感じた「ヒヤリ・ハット」の体験等をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

○家族が外出する時は、「車に気をつけてね」「安全確認をしっかりしてね」等の声かけをしましょう。

○夜間の交通事故防止に役立つ反射材を身に付けるようにしましょう。

自転車の安全利用の推進

大阪府内における自転車の交通事故発生状況は、本年４月末時点では交通事故件数、死者数、負傷者数はともに前年比で減少しているが、過去５年累計で見ると、状態別死者・重傷者数の構成率は自転車乗用中が3５.７％と最も高く、全国と比較して約13％も高い状態となっている。

また、自転車の交通事故では、死傷した自転車側に安全不確認や一時不停止等の法令違反が多く認められ、自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は着用時と比較して約1.9倍高く、自転車乗用中死者の人身損傷部位は、頭部が約６割となっている。

これらの現状を踏まえ、自転車利用者に対し、交通ルールの周知と遵守に向けた交通安全教育や広報啓発を積極的に推進するほか、交通事故の際に頭部への被害を軽減するヘルメットの効果や必要性を理解させ、着用を促進するための広報啓発活動を積極的に推進する。

推進機関・団体での推進項目

○全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の効果及び必要性に関する理解の促進と着用促進に向けた広報啓発の推進

○「自転車安全利用五則」の活用による車道通行の原則、車道は左側走行、歩道は歩行者優先等の通行方法、信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等、交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底に向けた広報啓発の推進

○運転中のスマートフォン等の操作など、「ながら運転」の防止に向けた広報啓発活動の推進

○傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底

○未就学児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

○自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた自転車配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の推進

○自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害賠償責任保険等への加入の促進

広報・実践促進事項

・大人もこどももヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

・自転車は「くるま」の仲間です。交通ルールを必ず守りましょう。

・歩道は歩行者優先を徹底しましょう。

・スピードの出し過ぎ、「ながらスマホ」はやめましょう。

自転車に乗るときは

○大人もこどももヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

○車道通行の原則、車道は左側走行、歩道は歩行者優先等の通行方法を守りましょう。

○信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。

○歩道は歩行者優先です。歩道を通行する際は、車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

○運転中のイヤホン・スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。

○未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときはシートベルトをしっかり締めましょう。

○未就学児２人を幼児二人同乗用自転車に乗せる際には、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろす際には、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。

○夕暮れ時は早めにライトをつけましょう。

○万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

地域・職場では

○地域交通安全活動推進委員等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

○事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、自転車を利用する従業員に対し、交通ルールを遵守するよう指導を徹底するとともにヘルメットの着用を促進しましょう。

家庭では

○万一の交通事故に備えて、ヘルメットを着用しましょう。

○自転車の正しい乗り方について、家族みんなで話し合い、交通ルールを遵守しましょう。

○自転車に反射材を装着し、夜間の事故防止に努めましょう。

○自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

○自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。

二輪車の交通事故防止

大阪府内における二輪車の交通事故発生状況は、本年４月末時点では交通事故件数、死者数、負傷者数はともに前年比で減少しているが、過去５年累計で見ると、状態別死者・重傷者数の構成率は二輪車乗車中が3５.６％と自転車乗用中に次いで２番目に高く、全国と比較しても約11％高い状態となっている。

また、二輪車の交通事故は重大な結果を招くことから、二輪車の運転者に対しては、いらち運転の防止に向けた広報啓発活動や無謀なすり抜け運転の防止を目的とする「二輪車“すり抜け運転"ストップ運動」等の各種広報啓発活動を継続的に行い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼び掛けることで、二輪車の交通事故防止を図る。

推進機関・団体での推進項目

○二輪車の運転者に対する信号無視、速度超過、車間距離不保持等の「いらち運転」防止に向けた広報啓発及び車列のすり抜け運転防止に向けた広報啓発（二輪車“すり抜け運転"ストップ運動）の推進

○二輪車の特性の周知やヘルメット及び胸部プロテクター等の正しい着用による被害軽減効果に関する広報啓発活動の推進

○特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通のルール周知及び販売事業者等と連携した安全利用の促進と交通ルール遵守に向けた広報啓発の推進

広報・実践促進事項

・気持ちと時間に余裕を持ち、速度を控え、危険を予測した運転を心がけましょう。

・交差点に進入するときは、対向車の動きに十分注意し、しっかり安全確認をしましょう。

・無理な追い越しやすり抜け運転は非常に危険です。絶対やめましょう。

・万一の交通事故に備え、ヘルメットや胸部プロテクター等を正しく着用し、体をしっかり保護しましょう。

二輪車の運転者は

○安全な速度で走行し、車間距離を十分に取りましょう。

○交差点を直進する際は、特に対向右折車両の動きに十分注意しましょう。

○見通しの悪い交差点では徐行し、一時停止するなどして、左右の安全確認を徹底しましょう。

○車との並進を避け、左折時の巻き込みに注意しましょう。

○走行中や渋滞中の車列の横をすり抜けたり、無理な追い越しや急な進路変更はやめましょう。

○万一の交通事故に備えて、ヘルメットや胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

ドライバーは

○二輪車は実際よりも小さく、遅く、遠くに見えるという特性を理解し、注意しましょう。

○交差点では速度を控え、特に右折時の対向二輪車の動きや左折時の巻き込みに注意して運転しましょう。

○危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離を取って運転しましょう。

地域・職場では

○事業者や安全運転管理者等は、二輪車を利用する従業員に対し、大阪府内における二輪車の交通事故発生状況を周知するとともに、二輪車の特性及び交通ルール遵守の重要性を再確認させ、交通安全意識の向上を図りましょう。

○ヒヤリ・ハット映像等を活用した交通安全教育を行いましょう。

家庭では

○時間に余裕を持って出発できるように、家族でお互いに声掛けをしましょう。

○身近に起こった「ヒヤリ・ハット」の体験等をもとに、交通安全について家族と話し合いましょう。

○万一の交通事故に備えて、ヘルメット、胸部プロテクター等を正しく着用しましょう。

飲酒運転の根絶

本年４月末現在、大阪府内における飲酒運転による交通事故件数、死者数、負傷者数は前年比で減少しているが、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が後を経たない状況にあり、また、過去５年累計では、６月及び７月は飲酒運転による交通事故負傷者数が増加する傾向にある。

７月になると、本格的な行楽シーズンを迎え、屋外等で飲酒する機会が増えることから、「飲酒運転は犯罪」という意識を府民に浸透させ、飲酒運転を根絶させる必要がある。

推進機関・団体での推進項目

○「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者の声を反映した広報啓発活動の推進

○飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

○運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

広報・実践促進事項

・「飲酒運転は犯罪！」絶対にやめましょう！

・飲酒運転の車に同乗してはいけません。

・お酒を飲んだ人に車を貸してはいけません。

・車で出かける時は、お酒を飲まずに仲間を送り届ける人「ハンドルキーパー」を決めましょう。

ドライバーは

○「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を徹底しましょう。

○車で出かける時は、お酒を飲まずに仲間を送り届ける人「ハンドルキーパー」を決めましょう。

地域・職場では

○地域や職場で開催する会合・各種行事において、アルコールが運転に及ぼす影響や、飲酒運転に関する罰則について周知するなど、地域や職場ぐるみの取組を実施しましょう。

○安全運転管理者等は、運転者に対し、飲酒運転や妨害運転の防止について教育し、安全運転を遵守させましょう。

○自動車運送事業者等は、営業所等において、ドライバーの運転前後におけるアルコール検知器を使用したアルコールチェックを徹底しましょう。

家庭では

○飲酒運転が犯罪であることや、飲酒運転がもたらす悲惨な結果について話し合いましょう。

○飲酒運転の車に同乗することやお酒を飲んだ人に車を貸すことも犯罪であることを家族で周知しましょう。

○自転車は「くるま」の仲間です。自転車の飲酒運転も絶対にしないよう家族で話し合いましょう。

○「飲酒運転は絶対にしない・させない」を合言葉に、家族だけでなく友人同士などでお互いに注意し合いましょう。